

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 ( 廃 止 ・ 縮 減 )

(復興庁)

項 目 名	特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の廃止																				
税目 (条文番号)	所得税、法人税																				
見 直 し の 内 容	<p>(1) 現行制度の概要 令和8年度3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業主又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、特別償却ができる。</p>																				
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>特別償却率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R7. 4. 1~R8. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>中小企業者等</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>中小企業者等以外</td> <td>30%</td> </tr> </table>		特別償却率		R7. 4. 1~R8. 3. 31	中小企業者等	45%	中小企業者等以外	30%	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>税額控除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R7. 4. 1~R8. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>大学等との共同研究</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>ベンチャー等との共同研究</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>その他の者との共同研究等</td> <td>20%</td> </tr> </table>		税額控除		R7. 4. 1~R8. 3. 31	大学等との共同研究	30%	ベンチャー等との共同研究	25%	その他の者との共同研究等	20%	
		特別償却率																			
		R7. 4. 1~R8. 3. 31																			
	中小企業者等	45%																			
中小企業者等以外	30%																				
	税額控除																				
	R7. 4. 1~R8. 3. 31																				
大学等との共同研究	30%																				
ベンチャー等との共同研究	25%																				
その他の者との共同研究等	20%																				
<p>(2) 要望の内容 令和8年3月31日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。</p>																					
<p>【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法39条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の5、第17条の5</p>	<p>平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)</p> <p>(改正増減収額)</p>	<p>+11 百万円 ( - 百万円)</p> <p>( - 百万円)</p>																			

廃止又は縮減の理由

本特例措置は令和3年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。

本特例措置の創設以降、地震・津波等の被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和7年度までとされている第2期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。